

佐賀県DV総合対策会議設置要綱

(目的)

第1条 佐賀県DV総合対策センターの設置目的を達成するため、佐賀県における男女間の暴力による被害者への支援と暴力の未然防止教育の推進及び男女間のあらゆる暴力の根絶を目的とした事業を総合的に検討・調整し、事業実施に向けた方針・方策を決定する「佐賀県DV総合対策会議」（以下「対策会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 対策会議は、別表に掲げる委員で構成する。

2 対策会議に、会長を置く。

3 会長は、佐賀県の男女共同参画施策を所掌する局の副局長をもって充てる。

(会長)

第3条 会長は、対策会議を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 対策会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、会議の運営上必要な場合は、委員以外の者を会議に出席させ、説明及び意見を聞くことができる。

(専門部会)

第5条 会長は、特定の事項を調査研究させるため、対策会議の承認を得て、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、委員の中から会長が指名する者のほか、必要に応じ会長が委嘱する者をもって組織する。

(事業調整会)

第6条 会長は、特定の事項を実証・検討させるため、対策会議の承認を得て、事業調整会を置くことができる。

2 事業調整会は、会長が委嘱する者をもって組織する。

(事務局)

第7条 対策会議の庶務は、佐賀県DV総合対策センターにおいて処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、対策会議の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年5月22日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年10月22日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年5月20日から施行する

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年10月22日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年6月5日から施行する

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年3月22日から施行する

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年5月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年5月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年5月23日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

佐賀県DV総合対策会議構成組織

別表（第2条関係）

佐賀県健康福祉部男女参画・こども局副局长
佐賀県医師会代表
佐賀県弁護士会代表
認定特定非営利活動法人被害者支援ネットワーク佐賀VOISS代表
佐賀地方法務局人権擁護課長
佐賀県人権擁護委員連合会会長
日本司法支援センター佐賀地方事務所事務局長
佐賀地方検察庁首席捜査官
佐賀市市民生活部人権・同和政策・男女参画課課長兼男女共同参画室長
佐賀県健康福祉部福祉課長
佐賀県健康福祉部男女参画・こども局こども家庭課長
佐賀県総合福祉センター所長
佐賀県教育庁学校教育課長
佐賀県教育庁保健体育課長
佐賀県警察本部犯罪被害者支援室長
佐賀県警察本部人身安全・少年課長
佐賀県健康福祉部男女参画・こども局男女参画・女性の活躍推進課長
佐賀県立男女共同参画センター事業部長
佐賀県DV総合対策センター所長